

哲學研究

第四百七十五號

第四十一卷
第五册

John Locke における認識の問題

——その體系の統一的把握について——

服部知文

序

本稿の意圖を述べたジョン・ロックン (John Locke, 1632-1704) の「政府論」(Two Treatises of Civil Government, 1690) と「人間悟性論」(An Essay concerning Human Understanding, 1690) の原著を讀む根本的思想を明かにするつもりである。

このロックンの「政府論」と「人間悟性論」の引用テキストはすべて断つておかない。

Two Treatises of Civil Government の序文は Two Treatises of Government by John Locke with a Supplement Patriarcha by Robert Filmer edited with an Introduction by Thomas I Cook, 1956, The Second Treatise of Civil Government by John Locke edited with an Introduction by J. W. Gough, 1948 に掲載されている。第一巻は「政府論」であり、第二巻は Treatises I, Treatises II である。An Essay concerning Human Understanding の序文は An Essay concerning Human Understanding by John Locke collated and annotated by Alexander C. Fraser in two volumes of the new

John Locke の著作の題名

Dover edition, 1999) により、引用においては Essay, I, II, III, IV として原典巻数を示し、つぎに章と節を並記する。

ロックの「政府論」は「宗教容寛論」(Epistola de tolerantia, 1686) に続いて公刊された主著の一つであつて、その第一部はロバート・フィルマーの「父權君主論」(Robert Filmer, Patriarcha, 1680) の國王神權説に對する反論であり、⁽²⁾ 第二部は自然法思想を根底として、市民社會の原理的基礎付けを行うと同時に、名譽革命のアポロギーを行つたものであるといわれる。⁽³⁾ ロックの政府論については、すでにゴフの「ジョン・ロックの政治哲學」(J. W. Gough, John Locke's Political Philosophy, 1950) があり、また「政府論」に先行する「自然法論」についてもライデンの詳細な論究⁽⁴⁾ が存在する。

一方、「人間悟性論」は、ロックの哲學的主著と目されるものであつて、人間の認識の起源を、感覺と反省(sensation and reflection) に求め、これらの彼の所謂經驗(experience)⁽⁵⁾ からの認識を主張するものである。一見すると、彼の「政府論」と「人間悟性論」の兩者は、前者は自然法思想という傳統的合理論的思想體系に基き、後者は經驗論的認識論體系の展開として、相互に相反する思想的基盤の上に立つもののごとくである。この點に關しては、ロックに對する關心が「政府論」と「人間悟性論」の別々の部門に對して、それぞれ獨立に持たれる傾向から、舊來指摘される⁽⁶⁾ ところが少なかつたのが實情であろう。しかし、ロックにおける方法的一貫性の缺如については、「政府論」と、それに先行する「自然法論」についても指摘され、また「政府論」と「人間悟性論」についても「ロックは生得觀念を否定するが、自然法は肯定する」⁽⁷⁾ として、指摘されてきた。また、このように、方法論的一貫性を缺いていることを、「自然法論」の第二論文までと、第三論文以下との間に見て、それをロックの思想的發展の段階と考え、初期の古典的ヒューマニズムおよびトーマス・ホブズ(Thomas Hobbes)の影響の下にあつた時代と、中期以降の自然科学的實證主義の影響の下に入る時代とに分けて説明しようとする試みも行われている。⁽⁸⁾

しかしながら、ここに筆者はロックの思想の統一的把握が可能であると考えるものであつて、そのために、まず注

意されねばならぬことは、「自然法論」、「政府論」、「人間悟性論」を通じて、ロックの關心は、道徳的原理の確立——しかも數學的證明の方法と同じ確實な方法に基ずく——にあつたことである。(9) この点については本稿(三)に詳論。) つぎには、それぞれにおいて、認識の原理がいかに考えられているかという問題であり、さらに「自然法論」の認識論は「人間悟性論」とはたして異質なものであるか。後者の経験論といわれるものは、徹底的に経験論であつて、合理的要素を含まぬか、また前者は合理論體系で、経験から隔絶されているかという問題である。「政府論」は認識を欠いている。この点に関して本稿(二)、一五頁参照)

すでにライデンは、ロックの「政府論」と「人間悟性論」の共通の根底が、初期の「自然法論」の中にあることを指摘し、⁽¹⁰⁾ ロックにおける自然法の認識原理としての「自然の光」(light of nature)なる言葉の意味を、「感覺作用と理性の共同作用 (the joint exercise of sense-perception and reason) としての経験」であると述べている。⁽¹¹⁾ しかし、この場合ライデンは、感覺と理性がはたして結合して作用し得るかという點に關しては、何等論及していない。感覺と理性の共同作用 (joint exercise) を考えるためには、後にカントが「純粹理性批判」で行つたごとく、直觀と悟性の結合點として、「構想力」および「悟性概念の圖式性」を考えるか、感覺と理性が、その双方の何れかに對して同質であることを前提しなければならぬであろう。ロックにおいては、この點はいかに考えられているか。彼の「自然法論」、「政府論」、「人間悟性論」のそれぞれにおけるロックの基本的問題について考察を行いつつ上述の諸點に論及したいと考える。

まず、初期の「自然法論」について、自然法の認識原理の問題と、併せてロックの自然法思想について考察することとする。

- (1) Locke のこれらの著作の出版年次については Cf. Maurice Cranston, John Locke, 1957, p. 137.
- (2) Locke は一六八〇年、Filmer の "Patriarcha" を購入しつゝ、Maurice Cranston, op. cit., p. 190

- (3) Cf. R. I. Aaron, John Locke, 1955, p. 270, also Maurice Cranston, op. cit., pp. 207 ff. Cranston 氏 Two Treatises of Civil Government は一六八一年に起草され、第一部は Filmer 反論であるが、第二部は Filmer 説に代るレキューと云つて、自己の政治哲學を打ち立てたものとす。従つて、これを單に一六八八年革命の「マキローとか」「Hobbes の Leviathan」に對する駁論としての誤譯であるを疑つてゐる。本稿①参照
- (4) W. von Leyden, John Locke Essays on the Law of Nature, the Latin text with a translation, introduction and notes, together with transcripts of Locke's shorthand in his journal for 1676, 1954.
- (5) John Locke, Essay, II, i, 2
- (6) J. W. Gough, John Locke's Political Philosophy, 1954, pp. 1 ff, chapter 1, Law of Nature
- (7) R. I. Aaron, op. cit., p. 266
- (8) 濱林正夫「王政復古から名譽革命へ」(水田洋編「キリス革命一九五八」)において同氏が「自然法論第一」第二論文に生得觀念説を見ているのは、何かの誤解である。同書 p. 309 参照
- (9) J. W. Gough, op. cit., pp. 5-6; R. I. Aaron and J. Gibb, An Early Draft of Locke's Essay, 1936, pp. 116 ff., Locke's journal for 26. June 1681; Lord King, The Life of John Locke, 1829, p. 121, Locke's journal for 24. June 1681; John Locke, Essay, IV, iii, 18-20.
- (10) W. von Leyden, John Locke and natural law in the Philosophy, vol. xxi, No. 116, January, 1956, p. 23
- (11) W. von Leyden, op. cit., p. 49.

一 「自然法論」における認識の問題

ロックの自然法思想は、後の「政府論」「人間悟性論」を通じて展開される彼の思想體系の根本思想をなすものであるが、ついに著書として公けにされることもなく、その研究は明かに中断されたものである。⁽¹⁾しかし、われわれはライデンの編輯した「ジョン・ロックの自然法論」によつて、その大要をうかがうことが出来る。この「自然法論」は、一六六〇年から六四年にかけて、ロックがオックスフォード大學での講義の準備として、ラテン語で起草した八

篇の論文からなるもので、後の「政府論」、「人間悟性論」において顕著なロックの基本思想としての自然法思想が、ほぼ完成された形で示されている。⁽²⁾

ロックはこの「自然法論」において、自然法の認識原理として、「自然の光」あるいは「理性の光」(light of nature or light of reason) を提起しつゝ⁽³⁾、この「自然の光」、「理性の光」なる概念は、後の「政府論」、「人間悟性論」にも出てくるものであるが、「自然の光」が「理性の光」と同一義に用いられるかぎり、ロックの自然法概念における合理主義が一應指摘されねばならぬであろう。

ロックは「自然法論」の第一論文において、「自然法は自然の光によつて識別出来る神意の法であり、理性的性質に合致するものと、しないものを示し、またこの理性に對して命令し、禁ずるものとして敘述され得る」と述べている。この敘述はグロートゥスの自然法の定義と同じものであることをライデンは指摘している。⁽⁴⁾ また同論文において、自然法は「自然の光」によつて知られるものであるから、人間に充分知られるのであり、⁽⁵⁾ また自然法は理性によつて知られるが、理性の光を用いることをせず、暗闇を好む人々があるので、自然法は萬人に知られるものでないことを述べている。ここに述べられたかぎりでは、自然法は理性の法であり、同時に神の法であつて、「自然の光」は中世以來の傳統的概念としての *lumen naturale* であり、理性、神的理性と共通なる理性を意味する。

しかし、第二論文、「自然法は自然の光によつて知られ得るか——然り」においては、ロックは「われわれが自然法の知識に到達するのは、他の知識を得る諸方法に對比されたものとしての自然の光によるものである。」と述べ、さらにこの「自然の光」は生れつき人間に植えつけられた「ある内的光」(some inward light) のことではなく、むしろ「もし、生れつき與えられている諸能力を正しく用いるならば、他のものの助けなくして、獨力で獲得出来る」ときある種の眞理の知識があることを意味するものに他ならぬ。⁽⁶⁾ と説明している。ここにロックの云う「自然の光」は、第一論文のそれとは異つた意味を荷つてくる。しかも、「獨力で他の助けなしに正しく用いられる」ことは、「啓

示の助けなくして用いられる」ことを意味するものと解されねばならぬ。⁽⁹⁾

以上に見たかぎりでは、自然法は神の法であつて、人間の本性の創造者たる神が、人間に正しい理性の命令として與えた「人と人との間の規則」⁽¹⁰⁾として神法であり、理性の法である。しかしこのような自然法の觀念が生得的であることは述べられていない。生得觀念の否定は、「人間悟性論」を有名にした主題の一つであるが、このことは自然法についても、「自然法論」の第二論文においてすでに主張され、「人間悟性論」にも述べられて⁽¹¹⁾いる。しかし「生得觀念」の否定は「生得能力」の否定ではない。この點「生れつき與えられている諸能力」という表現は、生得觀念説の肯定ではなく、何等矛盾を含むものではないが、この「諸能力」が理性に止らぬことは、同じ第二論文でロックが自然法認識の基礎として「感覺作用 (sense perception)」を提出してくるとき明かになる。自然法の知識の基礎は「われわれが感官によつて知覚する諸物から」得られ、⁽¹³⁾「これらのものから理性と論證能力 (power of arguing)」は、これらのものの創造者の觀念 (notion) に至り、最後に、ある神性 (some Deity) がこれらすべてのものの創造者であるとの結論に達し、またそのことを確信する⁽¹⁴⁾と述べて、後の「人間悟性論」における認識論に比すると素朴な形ではあるが、感官と理性の共同作用を主張している。以上によつてロックの自然法思想を考えると、われわれは、自然法が人間の「自然能力」たる、「感官と理性」の共同作用によつて知られ、ロックはこの共同作用を「自然の光」と名付けていることは明かで、具體的には、感官が理性に個々の感覺的對象の觀念を與え、理性はこの與えられた感覺的素材としての諸觀念を素材的所與として推論して、自然法の認識に至るのである⁽¹⁵⁾が、自然法は、このような人間の「自然」(nature) に合致するものとして考えられている。ここに人間の「自然」と云われるものは、人間の「現實的な諸能力の總體」としての「自然」であつて、「本質として捉えられた『理性』(Iumen naturale)」を意味するものではない。徹として、また神から人間に與えられた特殊な能力としての『理性』(Iumen naturale) を意味するものではない。(ロックは理性と論證能力 (reason and power of arguing) を判明な人間の印 (distinctive mark of man) とし同

じところで述べている。)

さらに、第四論文に至ると、理性は感覺經驗によつて、自然法の知識を得ることが語られ、感覺經驗はわれわれの自然法認識の基礎であると主張されると同時に、「自然の光」の具體的な役割が示される。そしてこの認識論は「人間悟性論」におけるそれと全く同じものである。それによると、自然法は「自然の光」によつて知られ得るが、「自然の光」は「われわれの人生行路の手引きであり、一方では罪の悪道を、他方では誤謬の間道を避けて、義務が様々に錯綜せるうちにあつてわれわれを導き、神々が招き、また自然が向わせようとする徳と幸福の高みに至らすものである。」しかし、この「自然の光」は闇の中に隠されていて、それが何であるかを知るのは、それが導いていく方向を知ることよりはるかに困難である。理性は、理性自身を知る能力がなく、必ず觀念を通して認識が行われねばならぬ、またこの自然の光は「自然により心に記された内的道徳原理ではない」と生得觀念を否定した後、「理性と感覺作用」に他ならぬと規定し、續けて、この二つの能力のみが人間の心を教育し、「自然の光」の特徴的なものを示すと述べている。そしてこの二能力は相互に役立つかぎり、感覺は理性に個々の感官の對象の觀念を與え、理性は感官の能力を導くとともに、感覺作用に導かれた諸物の像を整頓するのである。⁽¹⁶⁾ここに感覺作用 (sense perception) により得られた觀念が、理性の働きによつて認識に作り上げられるという「人間悟性論」の觀念手續をわれわれは見るであらう。(Essay II, viii.8) この手續がロックにおける「經驗」(experience) に他ならないのであるが、感官と理性という異質なものの共同作用は、たんに觀念という中間項を入れることによつて、この兩者の媒介が成立すると考えているもので、それ以上の分析は見られない。

この第四論文は、自然法の認識論に關する限り、ロックの「自然法論」中、もつとも詳細なものである。さらにロックの所說に従つて見ることとしたい。⁽¹⁷⁾ここにロックが云う「理性」は、既知のものから未知のものへの推論能力であつて、この「理性」によつて人間は自然法の認識に到達する。しかし理性が作りあげる知識全體の基礎は感覺經驗

である。感覺經驗から出發することは、數學的認識のごとく自明の公理から出發することではなく、⁽¹⁸⁾理性に推論する素材を與え、基礎を與えるものである。感覺經驗に現れる自然界は、われわれもその一部分であるが、巧みに作られ、法則性をもつている。これをわれわれは感覺から學び、さらに無限に多く學ぶのである。理性はこの感覺の明かに示すところから推論して、この世界の起源、原因、創造者を求め、神に至るのであり、「かくて明かに、道案内をする感覺とともに、理性はわれわれが必ず從屬する立法者、すなわちある至上の力の知識にわれわれを導くのである。」⁽¹⁹⁾ ロックはここに自然法認識の原理を求める過程において中世スコラ哲學的認識方法を脱して、新しく、感覺—理性的方法をうちたてることになる。それは、後の「人間悟性論」における「觀念による方法」、あるいはフレイザーの「觀念理論」(Idealism, Fraser's Prolegomena to the Essay, vol. 1, p. lxxv) と呼ばれるものであつて、しかも第一論文における自然法の立法者としての超越的な神は、ここに自然内在的な神となり、自然法則を自然理性と同質化することによつて、自然法は自然法則であり、自然理性となる。またかかる自然世界の根底にある神は、同時に「人間世界の規則」の根據としての神であり、そこに人間の行爲の基準としての道德原理の根據も存在する。ロックが自然法の認識原理に、道德の一般の原理の認識問題を見たのも、その理由はここにある。

自然法の認識原理が、感覺經驗という自然世界の法則性の認識原理を第一段階として働くことは、自然科学的認識の對象世界としての自然と、自然法的自然が同質化されていることに他ならない。ロックが後に「政府論」、「人間悟性論」においてそれぞれに展開するものは、すでにここに確立していたと云わねばならぬ。「政府論」において自然法の認識論が改めて採り上げられなかつた理由もここにある。それはロックにとつてすでに充分解決されていた問題であつて、⁽²⁰⁾ここでは、「神意の宣言として、また善、惡の基準として、自然法の觀念をもちこめば充分であつた」のである。神意の法であるが故に、理性的人間を拘束し、自然法に基くが故に、市民法は理性的人間に對し拘束力をもつのである。

近世自然法思想が、その自然概念を、古代・中世的本質概念から人間の「自然性」(human nature)に轉換していることは、ホッブス、ロックまたロックの影響のもとに生れたと云われるフランスの人権宣言(一七八九年)にとくに顯著なところであると云える。近世の自然法は、人間の自然性を本質とする法である。ホッブス、ロックにおいても人間の本質規定を感性的存在——(自己保存本能)——において行いつつ、かかる人間による社會の成立を述べている。そこにおける人間は、自然(Nature)——存在としての人間であり、かつての存在論的意味を失っている。自然法は自然(human nature)よりする法に變質したのである。このような人間の感性的把握を可能にしたものは、近代自然科学の即物的な分析精神でなければならぬ。自然科学精神において人間を客観化し、物的存在として把えることによつて、そこに人間の自然が露呈する。⁽²¹⁾ロックの「自然法論」において、自然法の認識について語られるのは、自然法を客観化し、そこに自然法則を見出すことにより、かかる客観に對立するものとしての主観を、感覺經驗の主體として確立することであつた。そこには近世のノミナリズム、ロックと親交のあつたボイル(Robert Boyle)の微粒子論(corpuscular theory)の影響をも指摘することが出来るが、⁽²²⁾ここでは觸れない。

古典的、中世的自然法は普遍法(Jus gentium)としての自然法を神意法(Jus divinum voluntarium)として、神の理性即人間理性とする理性の同質観から合理的性格を示し、同時に自然法を生得法として示したのに對し、ロックにおいては、自然法(Lex naturae)は等しく、神意の法とされつつ、生得法であることを拒否されている。生得法でないかぎり、その認識問題が新たに提起されねばならない。しかし、そこに出された認識原理としての「自然の光」は、感覺經驗と理性の共同作用を意味するものであつて、古代・中世的形而上學とは異質な、近代自然科学の方法であつた。この「經驗」に導かれる人間理性は、當然自然科学的理性であり、認識する主観とその對象としての客観とを生む。ここに自然法は、ロックにおいて、人間の理性によつて客観化されつつ、しかも「自然法と人間の理性的性質との間には調和(あるいは一致)が存在し、この調和は自然の光によつて知られる」⁽²²⁾とされるのである。この調和

(一致)の故に、理性的存在である人間は、道徳的に自然法の拘束を受け、したがつて市民法は自然法に依存するものであるから、人間はまたその拘束を受けつつ、しかも自由であり得るのである。⁽²³⁾ここに神と人間の同質化が完成するわけである。そして、この同質化の原理は理性に他ならなかつたのである。このような理性は、決して傳統的な形而上學的理性ではなく、近代自然科学を支える理性であり、感覺經驗(觀察・實驗)を通じて、自然について學ばんとする理性であつたのである。

しかし、ロックにおいて神と人間の同質化が成立するといつても、神は自然の創造者であり、人間の理性は自然を通じて神に接するに止る。ここに理性の限界があり、理性と信仰は分離されている。したがつて、神と理性の同質化といつても、それは理神論を意味するものではない。「彼は事實キリスト教徒であり、決して謂われるごとく純然たる合理論者ではなかつた。」⁽²⁴⁾ロックは理神論者といわれることを恐れていたし、彼の理性はキリスト教的信仰の領域内での理性であつた。彼には神という前提があつたのである。「理性は自然の啓示であつて、その啓示により神は自分が人類の自然能力の届く範囲に予め置いておいた知識を人類に伝えるのである。」⁽²⁵⁾

以上において述べたことを要約するならば、ロックの「自然法論」における問題は、神意の法である自然法は、同時に理性の法であつて、理性的存在である人間に「自然の光」により認識されるものである。ロックの「自然の光」(light of nature)はしかしながら、ストア哲學的な *lumen naturale* ではなく、感覺經驗と理性の共同作用 (joint exercise of sense-perception and reason) であるが、感覺經驗は、自然世界における個々の事物の觀念を理性に與えるものであつて、理性はこの所與觀念、すなわち感覺を通じて翻譯された自然の觀念から推論して、自然法、さらにその根源である神意を認識するのである。ここに感覺を伴つた理性という認識主觀が定立されると同時に、その對象としての自然世界も成立するのであり、自然法もこのような認識の對象に他ならないとされる。認識主觀にとつて、自然世界が法則的世界であるごとく、自然法も神意の法則 (*lex divinum voluntarium*) であつて、このような神意

に基いた自然法に、道德の原理も根據をもつとされている。このような思考は、道德原理をも、自然科学的認識と等しい確實性の上に置いて考えようとするものである。

感覺を通して対象を觀念に翻譯することは、觀念に対象を分析することであり、この觀念を用いて理性が認識を産出するという方法は、近代自然科学の方法である實驗の分析・綜合の手續に他ならない。自然科学的認識は、その確實性と實驗の結果の豫料を、數學的認識の確實性に依存する。(自然科学の近代化は數學の導入により完成する。ガリレー、ケプラーはその典型である。しかしそれはスコラ學の意味における數學ではない。この點に關しては「人間悟性論」第四卷十二章参照) ロックが道德もまた數學的證明の確實性をもつて原理的に確立されることを確信し、要求していることは、彼の認識論が、自然科学の認識方法と同じものであることと矛盾するものではない。ロックを貫いているものとして、近代の自然科学の精神を見逃すことは出来ないと同時に、彼が「自然法論」で提起している「自然の光」もこの點から理解されねばならぬと考えられる。

しかし、ロックの「自然の光」は、認識論的に考察する場合、依然感覺作用がはたして異質な理性と共働し得るかという疑問を残すであろう。それはさらに、感覺によつて得られる「觀念」が、理性と同質であることを前提しなければならぬ。ロックの「觀念」は、主観にとりいれられた「現象」(Fraser's Prolegomena to the Essay, p. lviii ff. and the same edition of the Essay, vol. 2, p. 32, foot-note No. 2 by Fraser)とされるが、それは感覺經驗を通じてとりいれられ、理性に素材として與えられる限り、感覺の合理化の役を果さねばならぬであろう。換言すると、ロックにおける「觀念」は、感性の合理化のための媒介であると考えられる。觀念は感官を通して入ってくる (Essay, II, ii, 1) と同時にまた反省によつても心に浮べられる (Essay, II, iii, 2) が、ロック自身も觀念を定義して「悟性の直接の對象」(Essay, Introduction, 8) と三つづいて、悟性の對象であるためには、感性から得られたものが、悟性に對して對象性を有することを前提する。そこに「觀念」の役割があると考えられる。このような前提に立つているために、ロ

ックは反省によつても觀念が得られることを當然のこととしてしているのである。

ロックにおいて特徴的なことは、傳統的合理論者とは異つて、自然科学の方法意識に貫かれていたことである。ロックの感覺經驗は「自然の教科書」について見ることを指示するものである。傳統と古典に教えられることを拒否した近代自然科学の精神も、ロックの感覺經驗の主張と同じものであるといわねばならぬ。(Essay, IV, xxii, 3) ロックが「自然法論」において提起した「自然の光」は「觀念」を媒介としてつゞつて働く感覺と理性の共同作用であると解されるものである。

以上で「自然法論」の考察を終り、つぎに「政府論」に移る。

- (一) W. von Leyden, John Locke Essays on the Law of Nature, 1954, Introduction, p. 13; cf. R. I. Aaron and J. Gibb, An Early Draft of Locke's Essay, 1936, par. 26, p. 39; J. Locke, Two Treatises of Civil Government, II, 12
- (二) W. von Leyden, op. cit., Leyden 44 Locke の自然法に關する三種の遺稿を MS, A, B, C とし、その中の A は MS, B を撰ひ、マニエ語原文と英譯の對譯として出版したのが本書であり、同書 pp. 14-15 に「Locke が自然法思想の著作を公刊しなかつた理由と考えられるものを五つ擧げよう。」
- (三) W. von Leyden, op. cit., p. 111
- (四) Hugo Grotius, De Jus Belli ac Pacis, lib. i, c. I, sect. 10, par. 1 (一又正雄譯、フーゲー・グローティウス戦争と平和の法論一卷、五二頁)
- (五) W. von Leyden, op. cit., p. 113
- (六) W. von Leyden, op. cit., p. 115
- (七) W. von Leyden, op. cit., p. 123
- (八) Ibid.
- (九) J. W. Gough, John Locke's Political Philosophy, 1954, p. 12; J. Locke, An Essay concerning Human Understanding, I, ii, 13—"by the light of nature, i. e. without the help of positive revelation."
- (一〇) J. Locke, Two Treatises of Civil Government, II, 135

- (11) W. von Leyden, op. cit., p. 125 (第二論文)
- (12) J. Locke, An Essay concerning Human Understanding, I, ii, 13
- (13) W. von Leyden, op. cit., p. 133
- (14) Ibid.
- (15) J. W. Gough, op. cit., p. 14
- (16) W. von Leyden, op. cit., p. 147
- (17) W. von Leyden, op. cit., pp. 149 ff.
- (18) W. von Leyden, op. cit., p. 149. 又 Locke 著 Essay, IV, vii, 8—11 に於いて、公理から推論する方法をスコラ學的方法として「知識の進歩に役立たぬ」と述べている。
- (19) W. von Leyden, op. cit., p. 153, 155, also Essay, I, iii, 9
- (20) W. von Leyden, op. cit., Introduction by Leiden, p. 80 also cf. p. 199
- (21) 近世自然法思想の近代の意味については、拙稿「川合知文『英國經驗論の性格と市民社會の論理』(高知大學研究報告、人文科學 vol. 1, 1951) pp. 9 ff. 參照
- (22) W. von Leyden, op. cit., p. 199 (第七論文)
- (23) W. von Leyden, op. cit., p. 187, 189 (第六論文) J. W. Gough, op. cit., p. 284; J. Locke, Two Treatises of Civil Government, II, 22 (2. ed.)
- (24) J. W. Gough, op. cit., p. 10
- Locke の Deism については J. W. Yolton, John Locke and the way of ideas, 1956, pp. 169 ff. 參照
- (25) Richard Westfall, Science and Religion in the Seventeenth Century England, 1958, p. 186

二 「政府論」の基本問題

ロックの「政府論」の成立について、克蘭ストンは考證を行い、その意圖についてもとくに、第二部がホブス

の「リヴァイアサン」の反論と、一六八八年の名譽革命のアポロギーであるとすゝる通説を訂正しようとしている。⁽¹⁾ それによると、

ロックが「政府論」を起草したのは一六八一年頃であつて、その第一部と第二部のもつてゐる密接な連關は、この兩者が同時に書かれたものであることを暗示している。克蘭ストンはさらに、「政府論」の序文冒頭の記述⁽²⁾ *Thou hast here the beginning and end of a discourse concerning government. What fate has otherwise disposed of the parts that should have filled up the middle, and were more than all the rest, it is not worth while to tell thee. These which remain, I hope, are sufficient to establish the throne of our great restorer, our present King William——to make good his title in the consent of the people,——* を引用しつつ、この序文の後半のみを讀んで、前半を無視するところから、第二部をたんに名譽革命のアポロギーのみであると誤解するのである。「政府論」は、第一部、第二部ともに、一六八一年頃に執筆され、第一部は當時流布していたフィルマーの「父權君主論」の反論であり、第二部はそれに代るものとしての、自己の政治哲學の樹立を行つたものであつて、當時のシャフツベリーの革命運動との關連を考えると、ロックは「政府論」を革命推進の役に立てる意圖をも併せもつて書いたものである。「政府論」の特徴をなす「革命權」の主張もこのような政治的状況においてとりあげられてゐるというのである。

この點については、ゴフもロックは「政府論」の完成と出版を、革命により勵まされて行つたものではあるが、革命の諸手續とそこから生れた政府の形態を辯證する意圖のもとに書いたのではなかつたことを述べてゐる。⁽³⁾ もちろん、一六八一年頃に書かれた草稿については、ロックがオランダ亡命中（一六八三年—一六八九年）に失われた部分（フィルマー説の詳しい検討）をそのままとし、新に第二部において一六八八年の革命の哲學的辯證を補つて出版されてゐる。⁽⁴⁾ とくに、反抗權を明かな形で強調してゐる點は、一六八九年の改訂であると克蘭ストンは指摘してゐる。⁽⁵⁾

以上に述べた「政府論」の成立の經過を見ると、「政府論」は名譽革命のアポロギーとしてよりは、むしろロック

自身の政治哲學の體系的な展開として受け取られねばならない。そして彼の政治哲學の支柱になつたものは、「自然法論」においてすでに明確に形成されている自然法思想である。「自然法論」は、自然法の認識原理を問題とするところにおいて、道德の普遍的原理の認識の問題、さらには後に「人間悟性論」の「讀者への手紙」にも觸れられているごとく道德と宗教の問題を契機として普遍的知識の認識がいかにして可能であるかが問われる認識論を生んで行く出發點をなしたのである。したがつて、「政府論」は「自然法論」より受け継いだ自然法思想の上に成立するものであつて、その具體的な敘述を主としてしているものであると考えられる。「政府論」に認識論を缺いている理由もこの點に歸されねばならないであらう。自然法の認識問題は一應「自然法論」で解決されたものである。

ロックの「政府論」についてここに論ずるに當つて、考察の對象とされねばならぬ諸點は、前章に明かにされた「自然の光」によつて認識される自然法が、どのような形で「政府論」に受け繼がれているかということ、「政府論」においてロックが明かにしようとしたものは何であるか、すなわち前掲のクランストンの言葉を借るなら、「ロックがフィルマーの『父權君主論』に代るものとして樹立した政治哲學」の主要點は何であるか、そしてその意味は何處にあるか、また「政府論」の究極の目的は何處にあつたかという點であらう。このような觀點に立つとき、「政府論」において主として取上げられねばならぬのは、その第二部 (The Second Treatise of Civil Government, An Essay Concerning the True Origine, Extent, and End of Civil Government) であらう。そこに扱われている事は、右のロックの副題が示すように、「市民政府の眞の起源、範圍および目的」を示すことであつた。

ロックの「政府論」について述べるには、その敘述がさうであるように、彼の自然法思想を背景とした、具體的なその内容の敘述から入つてゆくのが便利であらう。ロックは、まず政治權力の規定を行つて、

「わたくしの考ふる政治權力とは、私有財産 (property) 同時に所有權を意味する) の調整、保存のために、死刑およびそれ以下のあらゆる刑罰をもつてする法律を作り、このような法律の施行と國家の外敵防禦に必要な社會の實力を行使し得る權利の

ことであつて、しかもそれは公共の福祉のみを目的とする」(Treatises II, 3)

と述べている。そこには、市民社會(政治社會)の原理として所有權(Property)私有財産)がとりあげられる。したがつて、それ以下に展開される「市民政府の起源論」は、このような體系として、すなわち所有權の體系としての市民政府の成立を、彼自身の自然法思想を基礎に論ずることである。そしてその方法は、ホッブスにおけるように、十七・八世紀的自然法思想の特色であつた「自然状態」と「社會契約」のフィクションから始る。⁽⁷⁾この二つのものは密接な關係をもつ。「ある意味では社會契約は自然法の自然の歸結である」⁽⁸⁾その意味は、ロックにおいても、自然状態の前提として、個體的存在としての人間の平等性を考えつつ、政治社會において一方が治者となり一方が被治者になる統治關係を考えねばならぬことであつて、この二つの原理的な矛盾の調和手段として、社會契約説が成立するのである。それでは、ロックの自然状態はいかなるものであつたか。

「政治權力を正しく理解し、その起源を知るためには、すべての人が自然状態ではいかなる状態にあるかを考察しなければならぬ。」(Treatises II, 2) が、ここでは各人は「行動の自律性」、「財産處分の自由」をもち、各人「平等」であるが、これらのことは「自然法」の範囲内に存在するものであるとされる。(Ibid.)

ここに述べられた「自然」状態は「自然」法のもとにある状態に他ならない。それは神意の表現としての「自然」状態であつて、決して歴史的な意味を背負つてゐるものではない。それは當時のアメリカ州植民地の状態等から類推的に想定されてゐるとしても、「自然」状態は歴史的意味での「原始」状態を意味するものではない。(本章註(7)参照)したがつて、この自然状態は

「自由の状態ではあつても、放縱の状態ではない。その状態の下に人は自己の身體、あるいは所有物(Possessions)を處分する無限の自由をもつてゐるのであるが、自分自身あるいは自己の所有するいかなる生物すらも、自由に破壊することは許されない。自然の状態には、それを支配する自然法があり、それによつて各人は拘束される。そしてこの自然法こそ、理性であるが、

ただそれに相談をかけるに過ぎない人間も、自分達がすべて平等であり、獨立しているのであるから、他人の生命、健康、自由、所有物を侵害すべきではないことを理性から教えられるのである。」(Treatises II, 6)

「この自然法が存在することは、理性的動物ならびにその法を研究する者にとつては、國家の實定法と同様に理解出來、平明であることは確かである。……國家の實定法の大部分は……自然法に基礎を置くかぎりにおいてのみ正當であり……」(Treatises II, 12)

と述べて、「自然法論」以來の論理構造は「政府論」における自然状態、自然法、理性、實定法の關係にも明かに示されている。その場合、理性をたんに、形而上學的理性、傳統的な合理論的理性すなわち感性から隔絶された、異質な理性に限定することが、ロックを誤解し、「人間悟性論」との連關を見失わせる原因になるのである。ことにロックが「理解出來、平明である」と云うのは、感覺に許え、理性に問うことにおいてそうなのである。「理性」とロックがここに云う人間機能は、やはり「共同作用する感覺と理性」の全體であり、そこに彼の立場のもつ常識性、日常性がある。

このようにロックの「政府論」の論理的出發點は、「自然法論」から受け繼がれたものであり、それが「自然状態」に他ならぬのであつた。つぎに、この「自然状態」からの脱却が問題にならねばならぬ。その前提として、「政府論」におけるもつとも中心的な思想である「所有權 (property || 私有財産)」について語られる。ロックは、市民社會を「所有權の體系」として考えるのであり、「所有權」の擁護のために政治社會は成立するのである。しかもこの「所有權」は、直接、神に繋るものをもつ。所有權の根據づけはつきのごとくおこなわれる。

「われわれが自然の理性に基いて考察した結果、人間は一度生れると自己を保存する權利をもつ」(Treatises II, 25)のであるが、この自己保存權に基いて——同時に、人間は神の命により地上に送られた召使であつて、自己保存は神

に對する義務であり、また他人の自己保存權をも侵害してはならぬ(Treatises II, 6)——自己の生命を維持しなければならぬ。それは權利であると同時に義務である。この權利と義務を果すために、神は人類の共有物として、「大地とそこに存在する萬物」を與えたのである。(Treatises II, 26) ここから「所有權」(property)が生れることになる。

「大地と人間以下の被造物は、すべての人々の共有物であるが、しかも各人は自分自身の(身體という——筆者)私有財産(property)をもつてゐる。これに對しては、彼自身のみが權利をもつてゐる。彼の肉體の勞働と彼の手の働きは、本來彼のものであると云えよう。人はいかなるものでも自然(神——筆者)が與え、残してくれた状態からそれを移すと、人は自己の勞働をそれに混じえ、それに何か自分自身のものを加え、そうすることにより自分の私有財産とするのである。その私有財産は、自然(神——筆者)が置いた共有状態から、人間が移したものであるから、この勞働により何かがそれに加えられ、その結果他人のそれに對する共有權を排除するものである。」(Treatises II, 27)

このようにして、「勞働」という私有財産を通じて神の與えた共有物を私有財産とすることにより、自己の所有權は確立せられる。しかし、それも「楽しく消費するかぎり、すなわちそれが無駄にならぬうちに生活に利用出来る、その程度を人は勞働による所有權の限界と定めて差支えない」(Treatises II, 31)のである。いわば、「各人は用い得るだけ所有する權利があり、その勞働によつて効果を得たものすべてに對して所有權をもつ」(Treatises II, 46)が、同時に「他人が充分利用出来る程度残すのは、(彼が)全く取らぬのと同じである」(Treatises II, 33)くらい神によつて、當初豊かに與えられていることを前提する。(われわれはここにロックの啓蒙主義的樂天觀を見る) ホッブスにおける自然状態が、原子論的個人の「自己保存」の慾望體系の無政府状態であつたのに對して、ロックは神の所與が廣大であることと、人間の理性の自律性を根據に自然状態における「自然調和」を當然のこととして前提する。「ロックは自然と理性の背後に、つねに神の人格の聲を認めたのである。」⁽⁹⁾この調和思想はすでに「自然法論」第七論文に述べられている自然法と人間理性の調和(一致)であつて、この自然法と人間理性の調和はロックにおいては、宗教によつて計られている。自然状態が、戰爭状態でないのは、ロックの宗教的信念に基くのである。

所有権はかくて、私有財産としての勞働を有効に、大地と萬物に直接働かせるところに生れ、勞働も、またそれが加えられる大地、萬物とともに神の恩恵であるが故に、所有権は神聖、不可侵のものと考えられると同時に、神の公平性の前に、個人の平等とともに、各人の所有権の本質的平等性も含まれねばならない。このようなロックの所有権思想において、とくに注意を引くことは「勞働」が加わるることによつて所有権が生じてくることである。「すべての物に價値の相違を設けるものは實に勞働なのである」(Treatises II, 40) は一種の勞働價値説である。これは所有権の内容としての私有財産の不平等を招くことになり、理性の支配する自然状態をして、社會契約を必要とするに至らしめるのであるが、この點については後述する。

このような「自然状態」と「所有権」を経て、ロックは「社會契約」論に入る。ロックの社會契約は、權利保護と權利譲渡の二面をもつ。それは所有権——生命、自由、財産(Treatises II, 123)——の擁護のために(Treatises II, 85)、「それまで自然の状態においてもつていた平等、自由(自然法の——筆者)、執行權を(equality, liberty and executive power)放棄して社會の手に委ねぬ」(Treatises II, 131)の如しである。

「人は自然の状態にあつては、ただ自己の所有権——すなわち自己の生命、自由、財産(estate)を他人の侵害および攻撃に對して保護するばかりでなく、他人がかの自然法を侵した場合……裁判し、處罰する權力をもっている。……しかし政治社會は、そこに所有權の保護權力、およびそのために社會全員の犯罪を處罰する權力がなければ、存在し得ぬし、存続するはずもないのである。故に、自然の權力(natural power)を各員が放棄し、共同社會の設けた法律に對してその保護を訴えることを許すかぎり、つねに自分の權力をそこに譲渡する場合に、またその場合にのみ、政治社會が存在する。したがつて、このようにして各員個々の私的な裁判權はすべて排除されて、共同社會が仲裁者となり、それがあらゆる黨派に對し公平な一定の常備の規則と、それを施行するために共同社會から權限を受けた人々によつて、權利問題に關してその社會に屬する人々の間に起りうるすべての不和を解決するのである。」(Treatises II, 87) したがつて「多數の人々が結合し、一社會を形成し、その結果各人が自然法の執行權を放棄し、それを公共の手に譲渡する場合およびその場合にのみ、政治社會すなわち市民社會が存在する。」(Treatises

II, 89)

ロックは、自然状態において自然法のもとに各人がもつている義務でもある自己保存、および自由、平等、財産の所有権という自然権を維持するため「私的」に行使する力を「自然の権力」(natural power)と規定し、この「自然の権力」を制限することにより、市民社會が成立するとしている。社會契約は「自然の権力」の行使を社會に譲渡することである。自然状態に理性の法の支配を認めるロックの立場からは、何故社會契約が必要になるか。感性的存在としての個人の慾望の對立のごとき戰爭状態を考えずに、理性に訴えて個人を社會契約に赴かせるものは何であるか。その目的がつきに語られる。

「人々が結合して國家を組織し、政府の支配を受けようとする大きな主目的は、自己の所有権を守ることである。自然の状態においてはそのため多くのものが缺けている。

第一に、自然の状態には正邪の基準として、また人々の間のあらゆる爭論を解決する共通の尺度として、人々の同意により受け容れられ、承認されるような、確立した、一定の、周知の法律がない。」(Treatises II, 124)

「第二に、自然状態においては、確立された法律に従つて、すべての不和を解決すべき、權威をもつた、周知の、公平無私の裁判官に缺けている。」(Treatises II, 125)

「第三には、自然の状態には、判決が正しい場合に、後援し支持して、判決に正當な執行權を興える權力がしばしば缺けていない。」(Treatises II, 126)

以上の三つのものは、自然状態における實定法、裁判官、判決の執行權力の缺如を意味する。これらによつて、自然状態が陥入りがちな紛争、すなわち所有權の自由な主張による紛争を解決しようとする。それは同時に、既述の勞働價值説から、勞働を通じて所有權を成立さすため、本質的に平等であるべき自然状態の所有權に、内容的な不平等を生んで行くことにも起因する。かくして、市民社會は、彼においては、所有權擁護のための道具^(II)と化せられる。しかし、すでに述べたように、自然状態における理性、自然法の支配を認め、自然における調和を主張するロックが、な

お所有權の擁護に社會契約を主張し、「手段としての政府」の存在を要請することは、一つの矛盾ではなからうか。しかしながら、ここに注目しなければならぬことは、自然状態と市民社會の間には、社會契約を通じて質的轉換がなされていないことである。自然状態は、理性の法たる自然法が支配する状態であり、その自然法を根底として市民法も成立する⁽¹²⁾。したがって、自然状態において各個人に委ねられた自然法的秩序の維持は、市民社會においては、「社會契約」の受託者としての政府に委ねられるに過ぎないのである。ロックの社會契約が受託契約であつて、統治契約でないことは、われわれの注意を引くものである。(このことは、後の「革命權」の問題の根本をなす。)ことに自然法は不文法(Treatises II, 136)であることにおいて、その「周知」と「施行」、「強制」に不十分であるが故に、それと同質の法が、實定法として市民社會に行われるのである。それ故、「國民が團體として、あるいは個人として、自己の權力を剝奪されたり、當然の權利なく行使される權力に隸屬させられた場合、……彼等はこれを現世において訴える所がないながらも、神に訴えるだけの正當な理由があるか否かの根本的決定を自分のものとして保留しているのである。それは全人類にぞくする權利であり、人々の定めたあらゆる實定法に先行し、優越する一の法(自然法——筆者)に基づいて與えられたものである。」(Treatises II, 168)とロックが云うのは、壓制とそれに對する「反抗權」に關連しながら、自然状態と市民社會において、その支配する法が質的に同じものであるべきことを語っているものと考えられる。ロックにおいては、社會契約は、自然状態から市民社會への移行を成立さすべき鍵ではあるが、この移行を通じて、社會の質的變化は起つていないのである。それは自然の秩序と市民社會の秩序が等しく神の秩序であることであり、表面には現われないが、依然として宗教の問題は、道德の問題と併せて、「政府論」の背後を流れているのである。

「私が確信することは、君主は神と自然の法に服従すべき義務があることである。いかなる人も、いかなる權力も、かの永遠の法の義務を免れることは出来な。」(Treatises II, 195)

自然法は、ロックにとつては、支配者をも含めてすべての人が従わねばならぬ道徳の基準なのである。ロックの「政府論」の目的も、その自然法思想の根底にある神を支えとしつつ、宗教、道徳に對する確信の表明であつたと考えられよう。それは、「自然法論」と一貫した問題意識によつて貫かれてるのである。

つぎに、「政府論」の特徴をなしている革命権思想について簡単に觸れておくことにする。まずロックの革命権(反抗權)の主張を見なければならぬ。それは民主政體における立法部に對する更迭要求權との比論に成立している。

「立法者が、その國民の信託に反した行動をして、國民の所有權を侵害する場合、國民は自己の安全のために新しい立法部を設ける權力をもつて……」(Treatises II, 226)

ここに立法部の信託違反が、立法部の更迭の要求を正當化する役割を果している。これは革命権に比論されて、

「一國民にせよ、他國人にせよ、暴力によつて國民の所有權を奪おうと企てるならば、それに對して暴力をもつて抵抗して差支えないことは、各方面で意見が一致しているが、……支配者が同じことをする場合は、同胞の信託に背くものであつて……」(Treatises II, 231)

とも述べ、ひとしく信託違反を根據にしている。このような立法部あるいわ支配者の受託はいかにして行われたか。

「自然狀態を終らすものは、それぞれ(個人各個の——筆者)の契約ではなく、相互に一つの社會に加わり、政治的統一體を形成することに同意する一つの契約でなければならぬ。」(Treatises II, 14)

ロックにおいて、社會契約が市民社會＝政治社會を意味することは本論では詳論しないが、社會の原子論的個體的發生を考えるロックにとつて、社會を非政治的なものとして考へることは不可能であつた。そのために、このような契約は、個々の自由・平等な個人の、各個契約でなく、全體の一回限りの契約を意味するのであり、受託者に對して、個人は集つて全體としての契約を結ぶことを意味した。「自然と理性の法により、多數の人々の行動は、全體の權力をもつものとみなされる」(Treatises II, 96)のである。このように、全體として結合された個人の契約として、社會契約が行われるのであるが、このような社會契約は、統治契約ではなく、信託契約であつて、立法部またわ支配者の

權力は、「信托を受けた權力にすぎず、……ある目的を達成するために信托をもつて委ねられた權力は、すべてその目的によつて制限を受ける」(Treatises II, 149)のである。したがつて、政治社會としての市民社會の原理たる所有權の擁護を忘れ、被治者の福祉に反する支配者は、當然、革命權の下に立たされるわけである。

以上において、「政府論」の基本的問題の敘述を終り、「人間悟性論」に移る。それは今迄に提起された問題をさらに原理的に考察するためである。

(未完)

- (1) Maurice Cranston, John Locke, 1957, pp. 206 ff.
- (2) The Works of John Locke in 4 vol., 1777, vol. 2, p. 137
- (3) J. W. Gough, John Locke's Political Philosophy, 1954, pp. 123-124
- (4) The Works of John Locke, vol. 2, p. 137; J. W. Gough, op. cit., p. 127
- (5) Maurice Cranston, op. cit., p. 208
- (6) Ibid., p. 206
- (7) この點については、拙稿川合知文「英國經驗論の性格と市民社會の論理」(前掲) pp. 9 ff. 参照
Locke が國家以前の自然状態に近クアメリカの森林、その他の未開拓地の例等を擧げて (Treatises II, 14, 49, 101 etc.) 自然状態を論じてゐるのは、彼が自然状態を、そのような現實的、歴史的概念としてらえてゐることであるが、私はそれは比論的に述べられてゐるに止り、自然状態は、この時代の自然法思想に共通な特徴的概念であり、論理的前提をなしてゐる、神話的な象徴であると考えゑる。 Cf. 松平圭一著、市民政治理論の形成、一九五九年 pp. 84 ff. は Locke の自然状態を歴史的概念としてゐる。
- (8) R. I. Aaron, John Locke, 1955, p. 272
- (9) Maurice Cranston, op. cit., p. 210
- (10) W. von Leyden, John Locke Essays on the Law of Nature, 1954, p. 199, 本稿九頁参照
- (11) J. W. Gough, op. cit. p. 271
- (12) J. W. Gough, op. cit., p. 271; W. von Leyden, op. cit., p. 187, 189; 本稿九頁参照

(筆者 高知大學文理學部〔哲學〕助教授)